



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 永大産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉川康長
(コード番号：7822 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員 総務部長
熊沢衛司 (TEL06-6684-3000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 75 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (予定)

以上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第7条 (条文省略)	第1条～第7条 (現行どおり)
(株券の発行)	(削 除)
<p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>	
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
<p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
第10条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
<p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
<p>第12条 当社の株式、新株予約権、株券喪失登録に関する取扱いおよび株主の権利行使の手続き並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主権の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
第13条～第16条 (条文省略)	第12条～第15条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(大規模買付行為対応方針についての決議)</p> <p>第 17 条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社株券等の大規模買付行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。</p> <p>2. 前項における当会社株券等の大規模買付行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株券等の大規模買付行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当会社株券等の大規模買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</p> <p>第 18 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(大規模買付行為対応方針についての決議)</p> <p>第 16 条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。</p> <p>2. 前項における当会社株式の大規模買付行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</p> <p>第 17 条～第 48 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社ではこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条ないし本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>